

令和 年 月 日

五所川原市選挙管理委員会委員長 あて

施設名
施設長

㊟

不在者投票の送付について

の不在者投票
を公職選挙法施行令第 60 条第 1 項の規定により送付します。

記

1 選挙人（別紙のとおり）

投票分 名分

返納分 名分

（施設→選挙管理委員会）